

標題 : 公務員連絡会が人事院へ2024年度基本要求进行提出 - 11/28  
発信番号 : 自治労情報2023第0202号  
発信日付 : 2023年11月28日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

公務員連絡会は11月28日、人事院に対して「2024年度賃金・労働条件に関わる基本要件」(別紙参照)を提出した。公務員連絡会からは幹事クラス交渉委員が交渉に臨み、誠意ある回答を示すよう求めた。交渉経過は次のとおり。

#### < 人事院との交渉経過 >

人事院への提出交渉では、人事院からは大滝職員団体審議官が対応した。  
2024年度基本要件書の提出にあたり、高柳副事務局長は次のとおり述べた。

#### ○賃金に関わる事項

##### 1. 給与水準及び配分等について

本年の勧告では、月例給、一時金ともにプラスの勧告となり、全職員の賃金引上げが行われることとなった。しかしながら、日銀などの予想を超え、物価の高騰が収まらず、結果として2年近く実質賃金が低下し続けている実態があることを、人事院としても強く認識していただきたい。目下の最大の政策課題が、勤労者の賃金向上であることは論を待たない。来年の民調から勧告に向けて、改めて、この点を基本に置きながら作業を進めていただくことを今の時点から要望しておきたい。

##### 2. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

本年勧告で示された「骨格案」を踏まえながら、何点か指摘・要望させていただきたい。

まず、(1)②にある通り、職員は、様々な属性を有しているが、今回の見直しによって、それぞれに応じてプラスになる部分とマイナスになる部分が出てくる可能性があるが、全体の士気にマイナスの影響を与えないよう留意されたい。新卒者、若手・中堅および民間人材等の処遇について、まずは、地域手当非支給地における初任給の水準の問題である。地域手当の見直しとともに、抜本的な改善をお願いしたい。

係長～上席補佐層の俸給の最低水準や勤勉手当の成績率上限の引上げについて、成績優秀者をより適切に処遇すること自体に反対するものではないが、その前提として、人事評価制度の運用実態が、公正で納得性の高いものとなっていることが必要である。2022年10月から本格施行されている新評価制度の検証をまず行うべきであることを指摘しておきたい。

通勤手当、単身赴任手当の見直しについては、現在既に新幹線通勤や単身赴任を行っている者を幅広く対象とすること、さらに、新幹線通勤に限らず、「持ち出し」のない通勤手当の支給に向けた改善を求めておきたい。

地域手当について、「大くりの調整方法」とは一体どのようなものか、まずそれを示していただかないと評価のしようがないし、それに伴う課題を検討することもできない。記載の通り、速やかに方向性を示していただきたい。

再任用を含む中高年齢層職員の処遇について、定年の段階的引上げが開始された中で、想定よりも定年前再任用短時間を希望する職員が少ないとも聞いている。その理由としては、住居手当を始めとする各種手当が支給されないことや、常勤職員と比べて期末・勤勉の率が低いことなどが挙げられている。高齢社会の中で、かつてとは再任用制度位置づけが大きく変わっていることを踏まえて、この際、抜本的な見直しを行っていただきたい。

#### ○労働時間、休暇及び休業等に関わる事項

##### 1. 年間労働時間の着実な短縮について

本年の人事院の調査でも、「上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合等」について、他律部署を中心に改善されていないことから、「特例業務」の範囲や「他律部署」の指定の厳格化など、各府省に対する指導を強化していただきたい。

人事院のアンケートでも、各府省人事当局からも職員の過重労働の主要な要因として要員不足が挙げられていること等を踏まえ、人事院として、政府に対してより柔軟な定員管理を求めていただきたい。

##### 2. 「柔軟な働き方」について

来年4月から導入される勤務間インターバルに関して、研究会報告でも明記され、国際基準といっても良い、11時間を基本とすべきことについて、その実効性に関わるものであるので、何らかの形で各府省に対して明示的に示すようお願いしたい。

### 3. 休暇・休業制度の拡充等について

妊娠障害に対する休暇制度の新設や、介護休業制度の整備を引き続き求めておきたい。

本年の勧告時報告で言及のあった、(6)に記載している4点について、是非とも、より具体的な検討・研究を進めていただきたい。

#### ○定年の段階的引上げに関する事項

級別定数について、本年もまた、査定が厳しいというような報告も受けているところである。各府省における今年度の状況を踏まえた上で、少なくとも、定年引上げが完成するまでの間、柔軟な対応を図るよう求めておきたい。

#### ○女性参画の推進及び多様性の確保に関わる事項

女性参画推進については、ここに記載の通り、成果目標の達成や、各種計画の着実な実施を図っていただきたい。ジェンダー平等について、国公職場においても既に問題が起きていることなども受け止めて、LGBT理解増進法に基づき、まずは各府省当局と連携しつつ、職場において理解を深めるような取り組みを実施すべきと考える。

#### ○働きやすい職場づくりに関わる事項

本年の勧告時報告において示されている通り、ハラスメントについては、より一層深刻化していると思うが、その相談体制についてミスマッチが生じているものと推察される。各府省ベースではなく、専門家との連携も含めて人事院が中心となって、相談体制の充実・強化を図るべきではないかと考えるので、是非とも検討いただきたい。

#### ○人事評価制度に関わる事項

先ほど指摘した通り、能力・実績主義を強化するというのであれば、評価制度の検証とメンテナンスは不可欠である。是非とも、そのような作業を実施するよう求めておきたい。

#### ○非常勤職員制度等に関わる事項

給与法改正法案が成立したことを踏まえ、各府省に対して、「4月遡及」すべきことなどを通知したと思うが、結果に関するフォローアップも含めて指導を徹底するよう求めておきたい。

人事院が8月～9月にかけて実施した期間業務職員に関する調査について、各府省のヒアリング内容も含めて結果を共有いただきたい。その上で、この間指摘している通り、期間業務職員以外の非常勤職員が3/4を占めていることを踏まえて、まずは、それらの職員の実態について調査・把握するよう求めておきたい。

#### ○障害者雇用に関わる事項

ここに記載の通り、経過措置はあるものの、2024年4月1日から法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、またかつて国の機関において障害者雇用の実態をめぐって大きな問題が発覚したことなども踏まえて、人事院として、各府省に対し働きかけを強めるなど必要な役割を果たしていただきたい。

これに対し、大滝審議官は「基本要求については承った。本日は、要求内容に関連して、いくつかの点について、現時点でのコメントを申し上げる」として、現時点での見解を次のように示した。賃金に関わる要求に関して、民間の状況は、例えば、先週11月22日に公表された月例経済報告では、景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとされる一方で、海外景気の下振れによる影響など今後のリスクも懸念されている。また、報道等によれば、11月16日にいわゆる政労使会議が開催され、来年の春闘における本年を上回る水準の賃上げへの期待が示される一方で、中小企業への価格転嫁が主要課題として取り上げられたとされている。人事院としても、景気や賃金など民間の動向について今後とも注視していきたいと考えている。いずれにせよ、国家公務員の給与については、月例給、一時金とともに、情勢適応の原則に基づき、民間準拠により適正な給与水準を確保するという基本姿勢に立った上で、職員団体の皆さんの意見も聞きながら適切に対処していくということが基本となる。

なお、本年の人事院勧告については、先般、勧告を踏まえた改正給与法等が国会で成立したところであり、これらに基づく人事院規則等の改正や、夏季休暇等の制度改正について、皆さんのご意見等も聞きながら作

業を進めていきたいと考えている。

また、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、2024年に向けて検討作業を進めることとしており、本日の基本要件においても、昨年からの経緯などを踏まえて非常に多くの要求やご意見をいただいている。人事院としては、これまでも節目節目で職員団体の皆様のご意見等も聞きながら検討を進めてきたところであり、このような基本的な姿勢に変わりはない。

このほか、労働時間、休暇及び休業等に関する事項や、定年の段階的引上げに関する事項など、多岐にわたる要求をいただいている。また、多様性の確保や非常勤職員制度、障害者雇用に関わる事項など昨年にはないような要求内容もいただいている。本日いただいた基本要件については、先ほど伺ったお話も含め、十分に検討の上、しかるべき時期に回答させていただきたい。

続けて、交渉委員から、引き続き中立公正な立場を堅持して官民比較を行うよう求める意見や、通勤手当について現在の上限額の引上げ等、全体の底上げの必要性を訴える発言があった。

これらを受け、大滝審議官は「それぞれ意見は承った。官民給与比較については、現在の方法を直ちに変わるべきとの認識はない。また、通勤手当については持ち出しが生じる場合等、実情を踏まえた要求があった旨を担当と共有する」と回答した。

最後に高柳副事務局長が「いずれの課題もしっかりと検討するよう求める。基本要件書については、しかるべき時期に正式な回答をいただきたい」と要請し、交渉を終えた。

添付ファイル：  
別紙\_\_要求書.pdf